

港区と東京諸島の 子供たちの絆をつくる 特別交流事業

01
koryuzigyo



Program

移動租税教室 at 芝税務署



交流会 at 御成門小学校

社会科授業

体育科授業

給食(昼食)



解 散

2015.05.28

税と社会の仕組みを学び 大人数の児童が参加した交流事業

利 島村立利島小学校の児童4名を招き、港区立御成門小学校6年生の児童47名とともに、芝税務署の協力のもと移動租税教室を開催いたしました。芳賀清喜前芝税務署長による挨拶にはじまり、当会青年部会長の外山一宏氏が講師を務めた租税教室では、子供たちが活発に発言する姿が多く見られ、学びと発見を繰り返し充実した時間を過ごしたようでした。終了後は、御成門小学校へと移動。同校5年生の児童と合流し、交流会を実施しました。教室でお互いに自校・自己紹介をした後は、体育館にてなわ跳びとドッジボールを行いました。両校の児童が混合してゲームを進めることで、早々と仲良くなっていく姿が見受けられました。

参加児童全員で囲んだ給食では、子供たちは笑顔でその時間を楽しんでいましたが、特に大勢で食事をする機会が少ない利島小学校の児童からは、「こんなに多い人数でご飯を食べたのははじめてです!」などの感想が寄せられました。

普段は当たり前と思われることでも、環境や場所が変わると特別なことになります。両校の子供たちの心に、この日のできごと全てが有意義な経験として残ることを願ってやみません。



税務署という普段とは異なる場所で、児童達は税と社会の仕組みについて楽しく学びました。



御成門小学校へ移動した後は、お互いに自己紹介をするなど、楽しい交流会を行いました。



ドッジボールという体を動かすゲームを通し、子供たちは急速に親睦を深め合っていました。



笑い声が絶えなかった給食の時間。大勢でご飯を食べることも、尊い経験となったことでしょう。

comment

▶ 利島村立利島小学校6年
梶本凜太郎さん

租税教室では、税の役割が理解できました。それから交流事業では、御成門小学校のみんなと仲良くなれてとても嬉しかったです。ドッジボールやなわ跳びを、あんなに大勢で一緒にできたのも楽しかった! 学校も明るいし、綺麗! またみんなと遊びたいです。



芝法人会では、子供たちが税と社会の仕組みを知るための一助となるべく、港区と東京諸島の小学校を対象に、特別交流事業を企画・運営しています。こちらでは、去る5月28日と6月4日に東京諸島から2校の児童達を招いて開催された、租税教室と交流事業の内容についてお伝えします。

02
koryuzigyo



Program

移動租税教室 at 芝税務署



フジテレビ見学 at お台場

スタジオ見学

球体展望室「はちたま」

ワンピースレストラン

バラティエ(昼食)



解 散

2015.06.04

税を学び、仕事を学ぼう! テレビ局にて社会科見学開催

6 月4日には、大島町立つばき小学校6年生の児童24名を招き、芝税務署にて移動租税教室を開催いたしました。当会青年部会の近藤丈雄氏が講師を務めた授業では、社会や税の仕組みについての話に子供たちは熱心に耳を傾けていました。また、最後に「将来、税務署長になりたい人は?」との質問に対し、子供たちが元気良く手を挙げて応えていたのが印象に残っています。

その後、当会会員である株式会社フジテレビジョン様の協力のもと、お台場にある社屋の見学をさせていただきました。普段は見ることのできない制作現場の裏側を目にして、子供たちは興奮を隠せないようでした。球体展望室「はちたま」からの東京湾の景色を楽しんだ後は、施設内にあるレストランで昼食をとり、感動さめやらぬ中、事業は終了しました。

当会は、東京諸島の子供たちが、島外で様々な職場や職業を見学し、体験することの重要性を強く感じております。小学生のときから、将来的に世の中でどのような役割を担いたいのかなどを学ぶことは大切です。その意味では、今回の社会科見学は、子供たちにとってとても有意義であったと考えております。



1億円の登壇に、驚きの声をあげる子供たち。皆さん充実した学びの時間を過ごした様です。



マスコットキャラクターのラブちゃんと撮影を楽しんだ後、社内にある制作の現場を見学しました。



人気アニメ「ワンピース」がテーマのレストランにて、子供たちは楽しそうに昼食をとりました。



たくさんの学びと経験を得た子供たちからは、「次も参加したい!」との声が寄せられました。

comment

▶ 大島町立つばき小学校6年
寺本涼一郎さん

税は怖い、難しいという印象があったのですが、税には学校や、公共のものをつくる大きな役目があることを理解しました。すぐくおもしろかったです。テレビ局では、報道フロアを見学した時に、たくさんの人が挑んで番組が作られていることを知り驚きました!



平成27年度後期の 特別交流事業

2015.11.11.〔水〕

【参加校】八丈町立三根小学校、八丈町立大賀郷小学校、
八丈町立三原小学校、港区立本村小学校(③のみ)
4～6年生児童50名

【プログラム】①芝税務署での租税教室(職場見学)
②キッズニア東京での職場体験※
③本村小との交流授業

2015.11.12.〔木〕

【参加対象】港区立小学4～6年生児童 150名
【プログラム】キッズニア東京での職場体験※

2015.11.13.〔金〕

【参加対象・参加校】東京諸島の小学6年生児童15名(各島ごとに指定した人数枠)、港区立御田小学校(③のみ)
【プログラム】①芝税務署での租税教室(職場見学) ②キッズニア東京での職場見学※ ③御田小との交流授業

※「税を考える週間」中のみ、税務署職員を体験するアクティビティ(人数制限あり)等設置予定。



子供たちが将来に向かって夢を育むことの一助となるよう、当会は本事業を継続的に開催していきたいと考えております。皆様にはご理解とご賛同をくださいますようお願い申し上げます。

特定寄附金 募金目論見書

平成27年度『税と社会の仕組みを知る』特別交流事業 東京諸島と港区の小学生児童限定

- 名称** 平成27年度『税と社会の仕組みを知る』特別交流事業(東京諸島と港区の小学生児童限定)のための特定寄附金
(特定寄附金：本会会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金)
- 総額** 下記項目3に記載した募集期間中に集めた金額とする。(事業予算に基づき、3,000千円を募集総額の目途とする)
- 期間** 平成27年7月22日〔水〕～同年11月13日〔金〕
- 対象** 賛同する会員ならびに、会員以外の法人及び団体ならびに個人
- 使途** 全て、当該事業費(事業内管理費を含む)に充当いたします。
- 公表** 寄附者の法人名または団体、もしくは個人名は、当会ホームページなどで公表いたします。
(なお、匿名をご希望の場合はお申し出をお願いいたします)
- 寄附金控除** 当会は、東京都より「公益社団法人」として認定を受けておりますので、当会への寄附金には、特定公益増進法人(※)としての税法上の優遇措置が適用され、所得税の所得控除、法人税の別枠の損金算入が受けられます。(※公益社団法人・公益財団法人は全て特定公益増進法人として位置づけられています)

【寄付金のお申込み】

- 『特別交流事業のための特定寄附金』申込書に必要事項をご記入の上、ファクシミリまたは郵便、もしくは電子メールにて本会の「事務局」宛にお送りください。
- 寄附金額は、【1口 3,000円(1口以上)】となります。

【受領証明書の郵送】

- 寄附金が入金されたことを確認した後、「寄附金受領証明書」を郵送いたします。
- 本寄附は、所得税法78条および法人税法37条4項該当の寄附金控除の対象となりますので大切に保管してください。

【寄附金控除の申告・お問合せ等】

- 寄附金控除の申告は、対象となる金額を記載し、確定申告書に当会の発行する領収書(寄附金受領証明書)を添付する必要があります。その他、ご不明な点がございましたら、事務局宛にお問合せ下さいますようお願いいたします。

▶「特定寄附金」に関する申込書・詳細は、当会ホームページに掲載しております

平成27年度 税に関する「絵はがき」「作文」「標語」 募集要項一覧

関係民間団体の連携により、租税教育事業のさらなる充実を目指します。

当 会、および各関係民間団体では、税務行政に対する理解を深め、納税意識の高揚を図ることを目的として、普段からさまざまな活動を行っています。そのなかで租税教育の一環として、当会では小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」および「税についての作文コンクール」を、芝間税会では小・中学生を対象とした「税の標語」の募集、また芝納税貯蓄組合連合会では中学生を対象にした「税についての作文」の募集を毎年開催しています。

募集の対象がそれぞれ小学生、中学生と異なりますが、3団体が同じ関係民間団体として連携を深めることでこれらの事業が子供たちや学校にとってより価値あるものとなることを視野に、さらなる租税教育事業の充実を目指しています。
本年度も「税を考える週間」にさきがけ、下記項目での募集を行いますので、関係各所の皆様におかれましては、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

【芝法人会】

「税に関する 絵はがき」 「税についての作文」募集

- 対象：絵はがき・作文／
当会の租税教育事業に参加した児童
- テーマ：税に関すること

内容が税に関するものであれば、何でも構いません。
税に関する絵はがきコンクールには昨年度355点の応募があり、特に優秀な11作品が表彰されました。
税についての作文募集には昨年度86点の応募があり、特に優秀な4作品が表彰されました。

※応募作品は本人が創作したもので、未発表のものに限りま。

●応募締切：9月10日



▼平成26年度
芝法人会会長賞

▲平成26年度芝税務署長賞

【芝納税貯蓄組合連合会】

「税についての作文」募集

- 対象：中学校3年生
- テーマ：税に関すること

内容が税に関するものであれば、何でも構いません。昨年度は542作品の応募があり、特に優秀な28作品が表彰されました。

※応募作品は本人が創作したもので、未発表のものに限りま。

●応募締切：9月4日

【芝間税会】

「税の標語」募集

- 対象：小学校6年生、中学校3年生
- テーマ：税に関すること

内容が税に関するものであれば、形式は、俳句・川柳の5・7・5にこだわることなく自由です。昨年度は648点の作品が集まり、特に優秀な4作品が表彰されました。※ 応募作品は本人が創作したもので、未発表のものに限りま。

▼平成26年度 芝間税会長賞

●応募締切：9月10日 『私でも 福祉に貢献 消費税』

▶すべての応募に関するお問合せは、芝法人会事務局(TEL 03-3453-6351)までお願いします

『税制改正要望活動』ご協力をお願い

当会では、本年度におきましても『税制改正要望活動』として「税制改正要望」アンケートを実施いたします。会員ならびに地域企業の皆様からのアンケートの結果は、「公平で健全な税制の実現

を目指して会員企業・地域企業の意見として集約し、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言」といたします。

本年度『税制改正要望活動』スケジュール

- 8月初旬：「税制改正要望」アンケート開始
- 11月初旬：「税制改正要望」アンケートの取りまとめ
- 12月初旬：取りまとめたアンケート結果は、芝法人会としての「平成28年度税制改正」に向けた要望事項として、芝法人会管内の衆議院小選挙区選出国會議員ならびに港区長、上部団体の全法連・東法連に提出いたします。

「税制改正要望」アンケート 実施要領

- アンケート調査期間：平成 27年8月1日～10月31日
- 回答締切：平成27年10月31日 必着
- 回答先：FAXまたは郵便、もしくは電子メールにて公益社団法人 芝法人会 事務局 宛にご返信ください。

※ご記入いただいた内容は、集計結果のみに活用させていただきます、貴社名を入れた状態での公表はいたしません。
※「税制改正要望」アンケートは、本誌に同封（当会ホームページにも掲載）しておりますのでご協力のほどお願いいたします。

公益財団法人 全国法人会総連合の 税制改正に関する提言・主な実現事項

平成27年度税制改正では、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、①成長志向に重点を置いた法人税改革や高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための税制上の措置、②地方創生に取り組むため、企業の地方拠点強化、結婚・子育ての支援等のための税制上の措置などが講じられました。さらに、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率の10%への引上げ時

期が平成29年4月1日に延期されました。

法人会では、昨年9月に「平成27年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、法人実効税率の引き下げなど法人会の要望事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1.法人税率

- ・法人会提言（法人実効税率20%台の実現）
(1)我が国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実行税率を実現するよう求める。
(2)代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。
- ・改正の概要
法人税率（改正前25.5%）が23.9%に引き下げられました。また、欠損金繰越控除制度、受取配当等益金不算入措置、租税特別措置の見直し及び外形標準課税の拡大など課税ベースが見直されたことにより、法人実効税率（改正前34.62%）は平成27年度が32.11%、平成28年度が31.33%に引き下げられます。なお、見直しに当たっては、中小企業への影響に配慮した大企業中心の改革となりました。

2.中小企業の活性化に資する税制措置

- ・法人会提言（中小企業の軽減税率の本則化と適用所得金額の引き上げ）
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成27年3月31日まで）ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。
また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。
- ・改正の概要
中小法人の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

【事業承継税制】

- ・法人会提言（相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実）
 - 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げ。
 - 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - 対象会社規模を拡大する。
- ・改正の概要
(1)先代が存命中、経営承継受贈者（2代目）が後継者（3代目）に再贈与した場合、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額は免除されます。
(2)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正を前提に、認定承継会社等に係る認定事務が都道府県に移譲されます。

【復興支援のための税制上の措置】

- ・法人会提言（震災復興）
被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・改正の概要
福島復興・再生を図り、近い将来の避難解除区域等内での事業再開を支援するため、①準備金を積み立てた際に、その積立額を損金算入することができるとともに、②準備金を取り崩して再開投資を行う際に特別償却できるよう、税制上の措置が講じられます。

港区と芝法人会の連携による 中小ビルの省エネ取組の推進事業

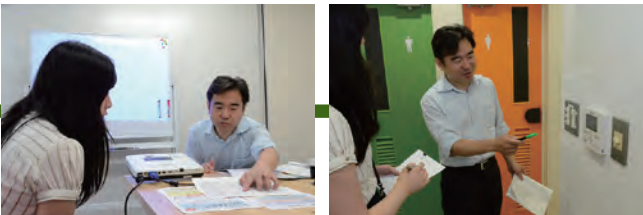


港区では、中小規模事業所に省エネ相談員を派遣し、それぞれの事業所の実態に合わせた、きめ細やかな支援を開始しました。さらに、省エネに取り組んだ事業所を、『省エネ推進モデル事業所』として区が認定。その取組を積極的にPRいたします。その動きに当会も加わり、環境負荷の少ない都心づくりを進めるため、地域の事業所の省エネルギー化に向けて、港区と連携して本事業に取り組んでいきます。
それに先駆け、当会（芝法人会館）でもこの事業に申し込み、港区の省エネ相談員の方にお越しいただきました。エネルギーの使用

状況などを整理・検証していただいたところ、東京都地球温暖化対策報告書を提出していることのほか、省エネにむけてさまざまな取組をしているとの評価をいただき、来年3月に「省エネ推進モデル事業所」として認定書を交付していただく予定となっています。
この事業では、東京都地球温暖化対策報告書の作成も支援しています。会員ならびに地域企業の皆様におかれましては、港区の省エネを推進するためにも、ぜひお申し込みくださいますようお願いいたします。詳しくは、港区環境課地球温暖化対策担当（03-3578-2477）までお問い合わせください。

芝法人会（芝法人会館）の省エネ対策の状況把握 （省エネ相談員によるインタビューと指導）

- 第1回目 平成27年5月28日〔木〕 午後3時～5時
- 第2回目 平成27年7月30日〔木〕 午後3時30分～4時30分



芝法人会（芝法人会館） ～省エネ相談員の診断結果～

「エネルギーの使用状況」

- 事業所全体において「不在時の消灯」、「不要時のエアコン停止」等が徹底されています。
- 東京都の中小規模事業所「地球温暖化対策報告書」制度も導入し（平成21年度から6年連続）、CO₂や光熱水費の削減のための管理に有効に活用されています。
- 東京都「低炭素ベンチマーク※」は最高ランク「A4レンジ（上位から12.9%以内）」（平成26年度のCO₂排出原単位 22.6kg/m²）※自社の事業所のCO₂排出レベルの評価指標

今後の省エネ対策提案の概要 /



- ① 温度計による室温の管理
空調スイッチ付近に温度計を設置し、推奨温度に管理。啓発にも有効!
- ② 空調使用時の扇風機やサーキュレーターの活用
空調使用時は扇風機等を活用して室内の空気を循環、温度の均一化!
- ③ 蛍光灯型の誘導灯のLED化
消費電力約80%削減/年・台
一部の誘導灯において、蛍光灯タイプが残っています

- ④ 加湿器の採用（空気が乾燥しやすい冬季）
設定温度1℃緩和→空調消費電力約10%削減
加湿器と空調機の併用により湿度を保ち、体感温度を下がりにく!
- ⑤ エアコン室外機の熱交換器フィンの洗浄
フィンの汚れを洗浄することで、空気の吸込み量が増加、エアコン負荷低減
- ⑥ VEタイプの電気魔法瓶の採用
約50%の省エネ効果
電気ポットの更新時には、VEタイプの電気魔法瓶の採用で省エネ化

省エネ・節電の実施によるコスト改善をサポート

省エネ相談会を開催しました!

当会では6月24日に港区と共催で省エネ相談会を開催しました。その内容は、①専門家による効果的、かつ手間の少ない省エネ対策のご紹介。②港区の新たな支援事業や、省エネに関する補助金等のご案内。③個別の省エネ相談会を実施し、省エネのプロが内容を承るというものでした。
エアコンフィルターの清掃をするだけで、空調効率が10%アップする。また、HfやLED照明に交換することで、消費電力が約30%さがるなど、手軽な省エネについて説明する講師の話に、参加者の皆さんは熱心に耳を傾けていました。



中央のモニターを見ながら、講師の分かりやすく簡単な省エネ方法に、耳を傾ける参加者の皆さん。

いよいよ 社会保障・税番号制度
(マイナンバー制度)が始まります。



本人鄭海江啟

社会保障・税番号制度の導入により、平成27年10月から法人の側から法人番号が通知されます。法人番号は、株式会社などの法人等に指定される12桁の番号で、個人番号(マイナンバー)と異なり、原則として公表され、どこでも自由に利用できません。

法人资格的认定：通说

法人番号は、①株式会社などの設立登記法人、②協会の機関、③地方自治団体のほか、④上記以外の法人又は人格のない社団等であつて、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得控除の源泉徴収義務を有することとなる団体に限定されます。

なお、上記によって法人番号が確定しない法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件（編纂等の登記簿等の提出義務者となる場合など）に該当するものは、関係行政官庁に届出することによって法人番号の指定を受けることができます。

また、法人番号は1法人に対して1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には指定がありません（個人事業主にも指定されません）。

平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付を開始します。例えば、設立登記法人の場合、登記されている本店又は主たる事務所の所在地へ通知されます（設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続を行っている場合には、変更前の所在地に通知書が送付されてしまい、おそれので注意ください）。

● 人 事 考 考 考 考 考

法人番号は、個人番号とは異なり、原則としてインターネット(法人番号公表サイト)を通じて公表され、さらにも政府にこの利用のためにことばです。公表される情報は、法人番号の認定を受けた団体の①名称、②所在地、③法人番号の正確な情報です。なお、法人番号公表サイトは平成27年10月から開設します。

三人番でわかる、つなかる、ひろがる。

法人番号の導入により、行政の効率化、公平性・公正性の向上、企業の実態把握軽減、新たなサービスの創出が期待されます。

- 「法人番号」により企業識別主入の名称・所在地がわかる。

[illegible]

- 定款は、最も主幹に合致する人が、つぎがある。

▶ www.pearsoned.com

- ◎ 讀者來信

● 結果的に法人番号を適用した行政手続のデジタル化が実現すれば、企業の手帳負担も減少が期待されます。

国庫に関する社会保障・雇用制度（法人雇用を含む）の財政性

Copyright © 2005 by Shogakukan Inc. All rights reserved.

<https://www.elsevier.com/locate/jmb>

数に関する情報は国勢調査—ふれ—2015 年分を見よ <http://www.sda.go.jp/>